

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年3月6日

香川県監査委員 三谷和夫
 同 大西均
 同 香川芳文
 同 高城宗幸

- 1 監査対象部局 交流推進部
 2 監査対象年度 平成28年度
 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 現金で納付された施設使用料等について、遅滞なく指定金融機関に払い込まれていたが、現金受払簿の登記が漏れているものがあった。（栗林公園観光事務所）</p> <p>(イ) 有料公園施設の利用許可が利用開始後になっているものがあった。（栗林公園観光事務所）</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 自家用車を使用した県内出張について、旅費が支給されていないものがあった。また、県内出張に係る旅費について、支給が5か月遅延しているものがあった。（観光振興課）</p> <p>(イ) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。（観光振興課）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 現金受払簿への速やかな記入を徹底した。</p> <p>(イ) 平成29年度から、該当施設の利用案内を作成し、利用までの手続について誤りがないよう徹底するとともに、利用者にも周知した。</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 直ちに旅費を支給した。また、帰着後速やかに旅費システムで精算手続を行うよう再度周知した。</p> <p>(イ) 直ちに手当を支給した。今後は、業務終了時に超過勤務の実績入力をするよう再度周知した。また、所属長、勤務時間管理員が確認するとともに、庶務担当者が翌日チェックする。</p>